



## 目次

例会&運営委員会の報告	P.1
日々のなかから、、、	P.2
四方山話	P.3
「家賃補助制度の経過」	P.4

9月20日 クリエイトホールにて例会&運営委員会が行われました。9月7日に対市交渉があった為、参加人数は若干少な目でしたが、参加者の皆さんから、対市交渉について貴重なご意見を頂きました。

前年度の対市交渉は生憎の雨も重なり、参加人数の少ない結果となってしまった反省から、今年度は広く呼びかけを行い、多くの方に参加して頂けるよう努めました。結果、50人前後の方々に参加して頂き、とても説得力のある交渉の場となったかと思えます。しかし、感謝と同時に、進行の難しさというデメリットも浮き彫りになったという意見が例会&運営委員会で挙がりました。多くの立場や視点からの発言は、時として進行が横道に外れる事や逆戻りになる事もあります。限られた時間内でどう上手く進行してゆくか、全体的な纏まりをどの様に持たせてゆくのか、多くの課題が残りました。様々な団体が集まる連絡会という視点から、纏まりがなくても、そこが特色という見方もありますが、対市という視点で考えるならば、各団体が一つに結束した方が、交渉場面では有利ではないかとの印象も受けました。今回の経験を活かし、来年度はより多くの方に参集頂ける場として、企画を進めようと思えます。

文責：川出



八障連通信

NO.268

TEL 080-3451-8400





副代表 杉浦 貢

連載コラム VOL.13  
日々のなかから、、、

最近、インターネットで『インクルーシブ教育』という言葉を見つけ、とても興味があったので調べてみました

文部科学大臣の諮問機関である中央教育審議会は最近、特別支援教育の在り方の再検討を始めました。障害者権利条約の締結を視野に、「インクルーシブ教育システム」を構築することを目指しています。インクルーシブとは、多くの人には聞き慣れない言葉だと思います。いったい、どういうことでしょうか。

インクルーシブ(inclusive)とは、「含んだ、いっさいを入れた、包括的な」(ベネッセコーポレーション『E ゲイム英和辞典』)という意味です。

『障害の有無によらず、誰もが地域の学校で学べる教育。国連の障害者権利条約の批准に向けて国内の法整備が進む中、昨年7月に成立した改正障害者基本法でインクルーシブ教育の理念が盛り込まれた。義務教育段階で特別支援学校・学級に通う児童生徒の人数は、富山県で1804人(昨年5月現在)、石川県で1663人(今年4月現在)、福井県で1370人(昨年5月現在)。いずれも公立小中学生全体の2%前後となっている。』(2012-04-26 朝日新聞 朝刊 石川全県 2地方)

障害者だからといって排除されたり、単なる保護の対象として扱われたりするだけでなく、健常者と同じ権利を持った主体として、社会の一員に含まれるような「共生社会」を目指そうというものです。その基となった障害者権利条約では、障害者の「自ら選択する自由」が強調されています。

障害のある児童・生徒に対する教育は、かつて「特殊教育」と呼ばれ、障害の種別に対応した教育を行うことが主流でした。しかし最近では、障害の重複化とともに、発達障害など軽度の障害も注目されるようになってきました。そこで、グレーゾーンも含めて、一人ひとりに必要な支援は何かという立場から教育を考えよう、ということで、2006(平成18)年の学校教育法改正で「特別支援教育」に改められています。一方、政府の「障がい者制度改革推進本部」が目標に掲げたのが「インクルーシブな社会の構築」であり、そのための「インクルーシブ教育システム」です。

しかし、インクルーシブ教育の理解は一様ではありません。障害者権利条約にある『一般教育制度から排除されず、その中で支援を受ける』ということは、果たして特別学校を全否定することなのでしょうか。通常学級が常に発達を最大にする環境となりうるのでしょうか。

排除を無くすというのは、単なる学校という「場」の問題ではありません。通常学級に在籍していても、いじめ・不登校など学習への参加が保障されず、排除されている子どもがたくさんいます。

今後、学力向上主義や競争がますます強まれば、たとえば、習熟度別の指導による序列化によって特別支援学級(教室)はその底辺に位置づけられないでしょうか。その結果、学力テスト対策の一環として特別支援学級に移される子どもも現れないでしょうか。特別支援学級の弾力的活用を進めるため、普通学校、通常学級への参加をのぞむ子どもたちが特別支援学校に移されないでしょうか。特別支援学校でも、成果主義が支配し、一般就労可能な(あるいは進学可能な)生徒が重んじられ、重度の子どもはないがしろにされないでしょうか。これらは私が現実に懸念する排除の構図です。

長くなるので次回に続きます。三回くらいになりそうです。

お知らせ

会費の納金をお  
願いします！



今年度も早めのご入金のご協力とご理解をお願い致します。



## 『四方山話』 JR八王子南口のこと

代表 多田靖史



身に重く堪える夏、そんな表現が妙に似合う長く暑い夏が、やっと盛りを過ぎて過ぎやすい季節が訪れた今日この頃…。

まずは報告から入ります。開設当初から様々な問題点が指摘されていた JR 八王子駅南口の駅ビル(サザンスカイタワー)の1階から4階の公用部分について、少しずつですが改善が進められています。

目立つところでは、デッキ部分の誘導ブロック(点字ブロック)が床面と同色のグレーのメタル素材の物から、JR 通路側と同じ素材の黄色いブロックに敷き替えられました。これは、八障連からも市に問題を指摘していたもので、設計側とすればデザイン的に優れていてバリアフリー法にも違反しないことから、メタル素材の誘導ブロックを用いたようですが、実際には弱視の人にとっては、JR 側から歩いてくるとデッキのところではブロックが無くなったようになり、一瞬困惑しますし、雨の日などは滑って転倒の危険があるとの指摘もありました。そのためか、ビルの出入口などは泥よけシートが上から敷かれて意味を成さない状態でした。

現在のバリアフリー法で誘導ブロックの色に規定がないのは、路面や床面の色が必ずしも一定ではないためで、極希に白い床面に赤や黒の誘導ブロックが用いられる例もあります。また、行政職員やデザイナーにも弱視者が色のコントラストで誘導ブロックの位置を確認していることを知らない者も多く、銀行やホテルといった公共施設でも、床面と同色のブロックが用いられている例も残念ながら増えています。

南口駅ビルについては、そのほかにも多機能トイレの問題、新市民会館(オリンパスホール)の車いす席の問題、サイン(案内表示)の問題など、行く度に欠点が見付かるような状況がありますが、その中で多機能トイレの問題は、比較的使われる可能性の高い、オリンパスホールの左右 2 カ所から現在改善が進められており、今後予算等の状況を見ながら順次進められていく予定になっているようです。

JR 八王子駅南口については、医療刑務所の移転を控え、周辺地域の再開発も計画されています。賛否両論のある中で八王子市のシンボルとして、黒須前市長が肝いりで建設した以上は、バリアフリーに止まらず、より市民にとって利便性の高い施設となり、決して無駄な置き土産とならないことを望まれるところです。



## 岐路に立つ家賃補助制度～

### これまでの経緯について

八障連の初代事務局長であった小濱義久氏のお話によると、八障連が発足して早々に、共同通所センター等家賃負担のかからない作業所とかかる作業所があるため、この格差是正を求めて、家賃補助の要望を八王子市におこなった結果、家賃補助 5 割が実現されたとのことでした。

また、八王子市には、市立の通所施設がなかったため、それを補う民間の作業所に対して、手厚い補助をすべきという考えもあったようです。その後、バブル経済もあって、6 割、8 割とアップしてきました。

当初は、新体系に移行したら家賃補助は受けられませんでした。平成 21 年度から「作業所等新体系移行サポート事業補助金」として、移行した作業所もこれまで同様に家賃補助が受けられるようになりました。要綱上は、「新体系事業の運営に要する費用の一部を補助することにより、利用者の福祉の向上を図ることを目的とする」とありますが、この補助金は、なかなか新体系に移行しない作業所を、移行させるための呼び水として作られたことは明らかで、いよいよ移行最終年(?)とされる平成 24 年度が終わるので、新年度に向けて「作業所等新体系移行サポート事業補助金」を、移行以外の新規事業所も含めて恒常的な家賃補助として位置づけし直したいというのが、八王子市の考えと思われます。

文責 土居

#### 今後の予定

10月

運営委員会  
例会

10月18日(木)18時～19時

10月18日(木)19時～20時

あつとほうむ

あつとほうむ

11月

運営委員会  
例会

11月 22日(木)18時～19時

11月 22日(木)19時～20時

クリエイトホール 第1学習室

クリエイトホール 第1学習室



八障連通信

NO.268

TEL 080-3451-8400